



■神埼市 吉野ヶ里歴史公園

今月の記事

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
賞与を支給したときは、賞与支払届を提出してください ..... 2
- 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる障害年金受給者の皆様へ ..... 3
- 日本年金機構のホームページでは東日本大震災関連情報を掲載しています ..... 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- メールマガジン登録者募集中! ..... 4
- 健診実施機関情報 ..... 4
- 出張窓口のご案内 ..... 5

●(財)佐賀県社会保険協会

- 平成22年度 (財)佐賀県社会保険協会事業・決算報告 ..... 6
- 予告!!～健康づくり企画「カラダ・プラス1(ワン)」 ..... 6
- 平成23年度第2期 社会保険事務講習会 ..... 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8
- 「賞与支払届」の届けについて ..... 8

## 事業主の皆様へ

# 賞与を支給したときは、賞与支払届を提出してください

被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。

この届書は、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額を決定するものです。

標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことをいい、保険料の計算は、「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。

なお、年間4回以上支払われる賞与等については、標準報酬月額の対象となるため、この届出を提出する必要はありません。

## ～過去における～

### 賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか。

- 平成15年4月から、社会保険料の算出にあたって総報酬制が導入され、賞与(ボーナス)にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担していただくことになりました。
- しかし、「賞与支払届」が未届となっていたり、誤った内容の届出を行ってしまった場合、2年が経過すると、従来は消滅時効により保険料納付ができませんでした。平成19年12月に公布・施行された「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、賞与に係る保険料が天引きされていた場合には、年金記録確認第三者委員会の審議を経たうえで被保険者の年金記録を訂正し、当該賞与に係る保険料を納付することができるようになりました。
- こうした賞与支払届の未届や誤った内容による届出が行われたことを要因とする年金記録確認の申立てが、全国の年金記録確認第三者委員会に対して行われており、記録訂正のあっせんが行われた例も多数生じているところです。

事業主の方々におかれましては、被保険者の年金に不利益を生じさせないため、**特に制度導入当初の平成15年度分賞与等、過去の賞与支払届について未届がないか、また、誤記入等により届出内容が誤っていないかの確認をお願いいたします。**

賞与支払届の未届又は届出内容が誤っていたことにより保険料の納付をしていない場合には、被保険者や被保険者であった方々から年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認を申し立てることができます。(申立の窓口は、年金事務所です。)

該当する被保険者等が複数となる場合には、被保険者等の負担軽減のため、**事業主様が代理人となって一括して申立てを行う方法**があります。

※なお、事業主様と被保険者との間で、既に一時金等により民事的解決が図られている場合であっても、当該被保険者等が年金記録第三者委員会に記録訂正の申立てを行った場合には「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づきあっせんをすることになりますので、ご注意ください(その場合、当該一時金等の取り扱いは、改めて事業主様と被保険者との間で解決していただくこととなります。)

**○ご不明な点があれば、お近くの年金事務所にご相談ください。**

## 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる 障害基礎年金受給者の皆様へ

- ◎国民年金に加入する前の病気やけがにより障害基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けられるかを審査するために、**毎年7月末日までに**現況届・所得状況届等の届出をしていただく必要があります。
- ◎届出書につきましては、直接ご本人様あて送付されてきますので、**お住まいの市町役場の国民年金担当窓口にご提出**ください。
- ◎障害の状態について確認が必要な方は「診断書」の用紙を併せてお送りします。「診断書」は**7月1日以降**の障害の状態を医師により記入、証明していただき、ご提出ください。(レントゲンフィルムの提出が必要な方は、レントゲンフィルムも併せてご提出ください。)
- ◎平成23年1月2日以降に住所を変更されており、現在のお住まいの市町と1月1日時点でのお住まいの市区町村が違う場合は、**1月1日現在でお住まいの市区町村役場より所得証明書をお取り寄せいただき**、届出書に添付していただく必要があります。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

## 日本年金機構のホームページでは 東日本大震災関連情報を掲載しています

東日本大震災で被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます

### —— 東日本大震災に関する主なお知らせ ——

#### 事業主の方へ(厚生年金関係)

- 東日本大震災に対処するための厚生年金保険等の標準報酬月額の見直し等の特例措置についてのお知らせ
- 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における厚生年金保険料等の納期限延長等の措置についてのお知らせ

#### 個人の方へ(国民年金関係)

- 国民年金保険料免除についてのお知らせ

#### 年金受給者の方へ

- 国民年金・厚生年金の現況届及び生計維持確認届等の提出期限延長のお知らせ

「東日本大震災」により被災された方のお問い合わせは

**『被災者専用フリーダイヤル』 0120-707-118(フリーダイヤル)**

(050番号のIP電話からは03-6700-1131にお電話ください。)

なお、この電話番号への通話料金はお客様にご負担いただきますようお願い申し上げます。)

**期間 ● 平成23年4月11日(月)～平成23年9月30日(金) 受付時間 ● 月～金曜日 9:00～17:00**

詳しくは日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>まで

# メールマガジン 登録者募集中!



協会けんぽ佐賀支部では、昨年6月から月2回のペースでメールマガジンを配信しています。パソコンのメールアドレスをお持ちであればどなたでも登録でき、最新情報を知ることができますので、ぜひご登録ください!



## メールマガジンの 内容

- 今後行う業務のお知らせ
- 健康保険料率に関する情報
- 制度改正に関する情報
- 保健師による健康情報

- 1 佐賀支部のホームページにアクセスし、『メールマガジン』をクリックします。
- 2 登録画面でメールアドレス・パスワードを登録します。
- 3 配信日にメールマガジンが届きます。(配信日は10日・25日です。)

アドレス:<http://www.kyokaikenpo.or.jp/13,0,112.html>

佐賀全国健康保険協会

## 健診実施機関情報

生活習慣病予防健診(被保険者むけの健診)の実施機関情報を更新しましたのでお知らせします。

- 「唐津済生会病院」は、受付件数が定数に達しましたので、受付を終了しました。
- 「新武雄病院」は、住所が変更されました。

変更前 武雄市武雄町大字富岡11083番地



変更後 武雄市武雄町大字富岡12628番地

# 出張窓口のご案内

協会けんぽ佐賀支部では、武雄市と唐津市に出張窓口を設けています。  
申請書の受付や健康保険に関するご相談をお受けしますのでご利用ください。

## 唐津窓口

唐津年金事務所内に開設しています。  
(旧唐津社会保険事務所)

## 武雄窓口

武雄年金事務所内に開設しています。  
(旧武雄社会保険事務所)

● 平日8時30分～17時15分 ●

お電話によるご相談は、  
佐賀支部におかけください。

出張窓口では、お電話による相談対応は行っていません。年金事務所にお  
かけいただいても出張窓口にはおつなぎできませんので、ご遠慮ください。

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 0952-27-0611 | (代表)                       |
| 0612         | (総務・広報・健康保険料率について)         |
| 0613         | (健康保険給付・任意継続・健康保険証の交付について) |
| 0614         | (レセプト・交通事故の際の健康保険証の使用について) |
| 0615         | (健康診断・保健指導について)            |



協会けんぽの申請書は、  
すべて郵送で提出できます！

〒849-0915 佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル2階  
全国健康保険協会 佐賀支部 あて



● 申請書はホームページから印刷できます。

佐賀健康保険協会

検索



## 平成22年度(財)佐賀県社会保険協会 事業報告

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持・福祉の増進、社会保険制度の効果と効率を図るため各種事業を実施しました。

| 種 別        | 名 称            | 実施年月日                 | 内 容  |
|------------|----------------|-----------------------|--|
| 会 議        | 監 事 会          | 22年5月18日              | 平成21年度一般会計・特別会計の監査   |
|            | 理 事・評 議 員 会    | 22年5月28日              | 平成21年度一般会計・特別会計の事業・決算報告について  |
|            |                | 23年1月27日<br>～2月7日     | 寄付行為の一部改正・特別会計設置規程の廃止・基本財産の増額等について   |
|            |                | 23年3月29日              | 平成23年度事業計画・収入支出予算、一般財団法人への移行決定、評議員選定委員の選任等について   |
| 説明会等       | 社会保険・労働保険事務説明会 | 22年6月                 | 県内9箇所社会保険・算定基礎届・健康保険の給付等の説明  |
|            | 社会保険事務講習会      | 22年4月・7月・10月<br>23年1月 | 佐賀・唐津・武雄・鳥栖 4会場 各4回 522名参加   |
|            | 年金シニアライフセミナー   | 23年1月・2月              | 人生設計に役立つ家庭経済・生きがいづくりセミナー。<br>佐賀、唐津、武雄、鳥栖の4会場 105名参加  |
| 保健師活動      | 保健指導・健康相談      | 随 時                   | 保健師の事業所訪問による健康・相談の実施   |
| 広 報        | 社会保険さが         | 毎 月                   | 社会保険の現状、関係法令の解説・諸手続の実務等周知するため<br>全会員に毎月配布  |
|            | 諸 資 料          | 随 時                   | 事務手続集・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布<br>インターネットによる協会事業等の広報   |
| 関係機関との連携協力 | 健康保険委員・年金委員会   | 随 時                   | 健康保険委員・年金委員研修会<br>佐賀・唐津・武雄・鳥栖会場にて事務講習会<br>佐賀・唐津・武雄・鳥栖会場にて年金シニアライフセミナー                                      |
|            |                |                       | 健康づくり事業(委員会と供催)<br>佐賀ブロック ボウリング大会 24チーム・72名参加<br>唐津ブロック ソフトボール大会 7チーム・105名参加<br>武雄ブロック ボウリング大会 12チーム・36名参加 |

## 平成22年度 決算報告

(財)佐賀県社会保険協会の理事・評議員会が、さる6月8日に開催され、平成22年度事業報告、収入支出決算報告が審議された結果、原案どおり可決されましたので報告します。

| 収入                       |            |            |            | 支出                                  |            |            |            |
|--------------------------|------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|------------|
| 一般会計 (収入決算額) 57,437,723円 |            |            |            | (支出決算額) 57,205,053円 (差引残額) 232,670円 |            |            |            |
| 科 目                      | 予算額        | 決算額        | 差 異        | 科 目                                 | 予算額        | 決算額        | 差 異        |
| 会費収入                     | 35,000,000 | 31,874,000 | 3,126,000  | 事 務 費                               | 27,716,000 | 25,773,802 | 1,942,198  |
| 特定積立金取崩収入                | 16,609,000 | 21,487,605 | △4,878,605 | 事 業 費                               | 25,429,000 | 18,150,145 | 7,278,855  |
| 雑 収 入                    | 50,000     | 367,503    | △317,503   | 特定積立金出                              | 0          | 4,908,466  | △4,908,466 |
| 繰 越 金                    | 3,700,000  | 3,708,615  | △8,615     | 雑 支 出                               | 2,213,000  | 1,372,640  | 840,360    |
| 合 計                      | 55,359,000 | 57,437,723 | △2,078,723 | 基本金繰入                               | 0          | 7,000,000  | △7,000,000 |
|                          |            |            |            | 予 備 費                               | 1,000      | 0          | 1,000      |
|                          |            |            |            | 合 計                                 | 55,359,000 | 57,205,053 | △1,846,053 |



健康づくり企画 KARADA PLUS ONE

あなたもチャレンジ

**カラダプラスワン**

8月1日～  
登録期間 9月30日

実施期間 ● 2011年  
9月1日～11月30日

**健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは**

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

携帯でアクセスされる方は右に表示されたQRコードを読み取ってアクセスしてください。直接入力フォームにアクセスできます。登録は8月1日からです。



平成  
23年度  
第2期

# 社会保険事務講習会

社会保険事務担当の方を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

| 地区    | 日時            | 会場                          |
|-------|---------------|-----------------------------|
| 武雄会場  | 平成23年9月5日(月)  | 武雄市文化会館<br>(武雄市武雄町武雄5538-1) |
| 佐賀会場  | 平成23年9月9日(金)  | アバンセ<br>(佐賀市天神3-2-11)       |
| 伊万里会場 | 平成23年9月12日(月) | 伊万里市民センター<br>(伊万里市松島町391-1) |
| 鳥栖会場  | 平成23年9月14日(水) | サンメッセ鳥栖<br>(鳥栖市本鳥栖町1819)    |

◆実施期間 各会場共通: 13:30受付 ▶13:50開始 ▶16:00終了

募集定員

佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

講師

社会保険労務士

参加費

会員事業所は無料 (平成23年度会費未納事業所は500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

- ・第3期(経験者向け) 県内4会場にて平成24年1月頃開催予定
- ・新任担当者向け 県内4会場にて平成23年11月開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

〈キリトリ線〉



## 社会保険事務講習会 参加申込書

|                                 |                                       |  |  |                  |
|---------------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------|
| 整理番号                            |                                       |  |  | ☎おわかりになる範囲で結構です。 |
| 参加希望会場日時                        | ( 佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 伊万里 ) 会場/平成 年 月 日( ) |  |  |                  |
| 参加者氏名                           |                                       |  |  |                  |
| 事業所名                            |                                       |  |  |                  |
| 事業所所在地                          | 〒                                     |  |  | 事業所電話番号 ( )      |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 |                                       |  |  |                  |

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 年金相談窓口開設等のご案内

## ●平成23年8月 相談窓口開設カレンダー

| 日  | 月                   | 火                    | 水                          | 木                   | 金                    | 土           |
|----|---------------------|----------------------|----------------------------|---------------------|----------------------|-------------|
|    | 1<br>延長相談<br>19時まで  | 2<br>鹿島市民会館<br>(予約)  | 3<br>多久市役所<br>(予約)         | 4<br>鳥栖市役所<br>(予約)  | 5<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 6           |
| 7  | 8<br>延長相談<br>19時まで  | 9<br>基山町役場<br>(予約)   | 10<br>有田町役場<br>東庁舎<br>(予約) | 11<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 12<br>伊万里市役所<br>(予約) | 13<br>休日相談日 |
| 14 | 15<br>延長相談<br>19時まで | 16<br>鹿島市民会館<br>(予約) | 17<br>多久市役所<br>(予約)        | 18<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 19<br>伊万里市役所<br>(予約) | 20          |
| 21 | 22<br>延長相談<br>19時まで | 23<br>基山町役場<br>(予約)  | 24<br>有田町役場<br>本庁舎<br>(予約) | 25<br>鳥栖市役所<br>(予約) | 26<br>伊万里市役所<br>(予約) | 27          |
| 28 | 29<br>延長相談<br>19時まで | 30                   | 31                         |                     |                      |             |

**平日相談日** 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。  
相談時間 10:00~15:00(伊万里市役所は、9:30~15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

## ●一般的な年金相談に関するお問い合わせは

# 『ねんきんダイヤル』0570-05-1165

(ナビダイヤル)

### ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

**(受付時間) ●月~金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで**  
**(月曜日は午後7時まで受付時間延長)**

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



## ●『ねんきんネット』では、インターネットで“いつでも”ご自身の年金加入記録をご確認いただけます。

### ●ねんきんネットサービスで確認できる年金加入記録

1. 公的年金制度(国民年金・厚生年金保険・船員保険)の加入履歴(加入していた制度、加入した年月日、脱退した年月日、加入していた期間の月数等)
2. 国民年金保険料を納めていただいた状況
3. 厚生年金保険に加入していた時の会社名、標準報酬月額、標準賞与額
4. 船員保険に加入していた時の船舶所有者名、標準報酬月額、標準賞与額
5. 年金見込額など

※ねんきんネットサービスをご利用いただくには、あらかじめ日本年金機構ホームページからユーザIDの発行申請をしていただく必要があります。(平成23年4月以降に送付されている「ねんきん定期便」に記載されている“アクセスキー”を使えば、即時にユーザIDが発行され、すぐに「ねんきんネット」がご利用いただけます。)

## 社会保険料は納期内に納付しましょう。

# 平成23年7月分保険料の納付期限は平成23年8月31日(水)です。

**ご注意ください!!**

※平成23年7月分の社会保険料計算に係る届書は**8月5日(金)**までに到着するようお届けください。  
その後到着した場合は平成23年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。